

市第47号議案

横浜市保育所条例の一部改正

横浜市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市保育所条例の一部を改正する条例

横浜市保育所条例（昭和26年 3 月横浜市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

提 案 理 由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市保育所条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市保育所条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（使用料）

第 9 条 保育所において保育を受ける児童（法第 24 条第 5 項又は第 6 項の規定による措置に係る児童を除く。）の教育・保育給付認定保護者（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。）は、同法第 27 条第 3 項第 1 号の規定により定められた支給認定教育・保育（同条第 1 項に規定する支給認定教育・保育をいい、保育所における保育に限る。）に係る費用の額又は同法第 28 条第 2 項第 1 号の規定により定められた特定教育・保育（同法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育をいい、保育所における保育に限る。）に係る費用の額の使用料を納付しなければならない。